

J I S 8 1 0 3 (静電気帯電防止用安全靴)が、新しく改正され、平成 22 年 5 月 25 日付で公示された。

1. 今回の改正要点

- (1) 静電気帯電防止用作業靴の帯電防止性能により、「一般静電靴」、「特種静電靴」、及び「導電靴」に区分されたこと。
- (2) 足先部の防護性能により、「安全靴」、「保護靴」及び「作業靴」に区分された
- (3) 爆発、火災防止の観点の規定に加え、電子デバイスの破損等をもたらす静電気の発生を防止するための規定を取り入れた。

2. 静電気帯電防止靴の使用に関わる留意事項

- (1) 今回の改正では、爆発の危険性のある場所をゾーンとグループによって、「爆発危険区域」と、「爆発高危険区域」の二つに分類された。ゾーンは、爆発性雰囲気が出現する頻度、時間による区分で、グループは物質の危険性による。「爆発危険区域」とは、第一類危険箇所（ゾーン 1）でグループ II A または II B の物質が発散するおそれのあるもの、もしくは第二類危険箇所（ゾーン 2）で、グループ II C の物質が発散するおそれのあるものに相当。「爆発高危険区域」とは、特別危険箇所（ゾーン 0）又は第一類危険箇所でグループ II C の物質が発散するおそれのあるものに相当。なお物質がどのグループに該当するかは規格書を参照。
- (2) 靴の電気抵抗による分類は、「一般静電靴」、「特種静電靴」また「帯電靴」があり「爆発高危険区域」においては、「特種静電靴」、または「帯電靴」の使用がのぞましい。
- (3) 改正前の J I S に適合する静電気帯電防止用作業靴またはこれと同等以上の性能を有するものについては、今回の改正で「一般静電靴」と同等以上の性能を有するものと認められる
- (4) 導電靴については、低電圧路でも感電する危険性があるため留意すること。